

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (乙訓保健所)	79	○京都府環境影響評価条例に基づく環境影 響評価方法書の概要等 (環境管理課) 81
○道路の区域変更 (山城南土木事務所)	〃	○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所) 82
○道路の供用開始 (〃)	80	〃 (道路建設課) 85
公 告		公 安 委 員 会
○平成29年度行政書士試験の合格者 (自治振興課)	〃	○京都府道路交通規則の一部を改正する規則 89

告 示

京都府告示第60号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成30年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
向日市鶏冠井町清水4番	テトラクロロエチレン

京都府告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成30年2月2日から平成30年2月16日まで縦覧に供する。

平成30年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 道路の種類 府道
- 路線名 木津加茂線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
木津川市鹿背山鹿口20から	前	m	m	工事に伴う仮設道の設置
木津川市鹿背山鹿口23の1地先を経て		最小 5.4 最大 8.4	98.0	
木津川市鹿背山鹿口24の4まで				
木津川市鹿背山鹿口20から	後	m	m	工事に伴う仮設道の設置
木津川市鹿背山鹿口23の1地先を経て		最小 5.4 最大 8.4	98.0	
木津川市鹿背山鹿口24の4まで				

木津川市鹿背山鹿口20から	後			
木津川市木津白口45の3を経て		最小 6.3		90.0
木津川市鹿背山鹿口24の4まで		最大 11.6		

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成30年2月2日から平成30年2月16日まで縦覧に供する。

平成30年2月2日

京都府知事 山田 啓二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 木津加茂線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
木津川市鹿背山鹿口20から 木津川市木津白口45の3を経て 木津川市鹿背山鹿口24の4まで	平成30年2月2日

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の規定により実施した平成29年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年2月2日

京都府知事 山田 啓二

受験番号	受験番号	受験番号
5110002	5110004	5110006
5110007	5110012	5110013
5110019	5110021	5110023

5110024	5110025	5110039
5110043	5110057	5110058
5110059	5110065	5110074
5110076	5110079	5110088
5110097	5110103	5110104
5110105	5110108	5110113
5110127	5110129	5110131
5110133	5110135	5110136
5110140	5110141	5110148
5110153	5110163	5110169
5110170	5110176	5110184
5110188	5110191	5110195
5110203	5110213	5110214
5110224	5110225	5110231
5110232	5110233	5110242
5110244	5110249	5110252
5110277	5110292	5110295
5110300	5110311	5110313
5110316	5110320	5110321
5110329	5110330	5110331
5110340	5110343	5110351
5110352	5110353	5110359
5110378	5110384	5110394
5110398	5110400	5110402
5110410	5110418	5110425
5110429	5110430	5110448
5110449	5110450	5110451
5110458	5110469	5110473
5110479	5110480	5110499
5110502	5110531	5110533
5110538	5110543	5110546
5110561	5110564	5110566
5110570	5110586	5110596
5110619	5110634	5110678
5110682	5110685	5110687
5110716	5110727	5110729
5110750	5110762	5110766
5110784	5110789	5110799
5110811	5110815	5110828
5110833	5110834	5110835
5110836	5110850	5110863
5110871	5110873	5110886
5110917	5110960	5110980
5111006	5111015	5111018
5111031	5111037	5111038
5111058	5111078	5111108



京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったが、その概要は、次の1のとおりであり、環境影響評価を実施しようとする地域は、次の2のとおりである。

なお、条例第10条第1項の規定により、方法書の写しを次の3のとおり縦覧に供する。

おって、方法書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、次の4のとおり意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 方法書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 枚方京田辺環境施設組合
 代表者 管理者 石井 明三
 所在地 枚方市大字尊延寺2949番地

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業
 種 類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するものの設置の事業
 規 模 処理能力 168トン／日（7トン／時間）

(3) 対象事業が実施されるべき区域

京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか

2 環境影響評価を実施しようとする地域

京田辺市田辺尼ヶ池の一部、奥ノ城、狐川の一部、外ヶ谷、西川原、平の一部、ボケ谷、丸山の一部及び茂ヶ谷、甘南備台1丁目、2丁目及び3丁目、薪赤坂、大欠の一部、大崩、小欠の一部、斧窪、甘南備山の一部、狐谷、里ノ内の一部、城ヶ前、溜池の一部、大仏谷、長尾谷、平田谷の一部、堀切谷の一部、舞ヶ辻の一部、百々坂及び山垣外の一部、興戸石峠、大谷、川原谷、地藏谷の一部及び宮ノ前の一部、多々羅下司、新宮前の一部、谷奥の一部、中垣内の一部及び都谷の一部、普賢寺打垣内の一部、宇頭城、王子谷の一部、奥北谷、掛ヶ谷、上大門の一部、観音谷、口北谷、暗狩、下司、御所ノ内の一部、佐倉谷の一部、下大門の一部、砂子谷、千草原、峠ノ裏、中島の一部、針木谷及び若林の一部並びに天王奥別所の一部並びに枚方市杉北町1丁目の一部、杉責谷1丁目の一部、尊延寺6丁目の一部、宗谷1丁目の一部及び2丁目の一部、大字尊延寺の一部並びに大字穂谷の一部

3 方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成30年2月2日(金)から平成30年3月1日(木)まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
〃 山城北保健所環境室	宇治市宇治若森7の6		
〃 田辺総合庁舎総合案内・相談コーナー	京田辺市田辺明田1		
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課	〃 田辺80		
〃 環境衛生センター甘南備園	〃 田辺ボケ谷58		
枚方京田辺環境施設組合	枚方市大字尊延寺2949（枚方市東部清掃工場内）		午前9時から午後5時15分まで
枚方市行政資料コーナー	〃 大垣内町2丁目1の20（枚方市役所別館6階）		
〃 環境部環境指導課	〃 朝日丘町2の17（枚方市役所分室）		
枚方市役所津田支所	〃 津田北町2丁目25の1		
〃 香里ヶ丘支所	〃 香里ヶ丘3丁目13		
〃 北部支所	〃 楠葉並木2丁目29の3	午前9時から午後5時30分まで	

4 意見書の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

平成30年 3月15日（木）まで

(2) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府環境部環境管理課指導担当

(3) 提出の際の注意事項

ア 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 意見書の提出の対象である対象事業の名称

(ウ) 方法書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

イ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

(4) その他

意見書の提出は、書面により行うほか、京都府・市町村共同電子申請システム（<http://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto/navi/index.html>）により行うことができる。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年 2月 2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

電力調達 一式（再）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(4) 調達施設

木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場
相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地ほか

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号（075）954-1877

ファクシミリ番号（075）955-2224

(2) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成30年 2月 2日（金）から平成30年 2月14日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者

カ 「京都府庁グリーン調達方針」別表3における判断基準(1)を満たさない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」

という。)のほか、次のいずれかに該当する者
(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

平成30年2月9日(金)から平成30年2月14日(水)まで(日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調査書

オ 取引使用印鑑届

カ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

キ 4の(1)のウからカまでに該当しないことを証す

る書類

(ア) 所管行政庁に係る小売電気事業の登録に関する通知書の写し等

(イ) 確約書(予定使用電力量の安定的に供給することについて)

(ウ) 適正な電力供給のための体制がわかるもの、供給約款等

(エ) 環境配慮項目報告書

ク 4の(1)のキ及びクに該当しないことを証する誓約書

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)

を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター電力調達業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に平成30年2月19日(月)までに文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のア、キ若しくはクに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を

受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年3月1日(木)午後1時30分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成30年2月28日(水)午後4時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

- (2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

ウ 入札に際しては、入札書に記載する金額の積算が分かる内訳書(各箇所ごと)を併せて提出すること。内訳書の様式は自由であるが、基本料金、電力量使用料金、燃料費調整額が分かるもので、合計額は入札書に記載する額に一致させること。

また、内訳書は、参考図書として提出を求めるものではない。また、再度入札を行う場合は、内訳書の提出は要しない。

なお、燃料費調整額の積算については、入札説明書において指定する。

エ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

- (3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

- (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

- (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、この入札に係る落札者の決定は、平成30年

度予算の京都府議会の議決を条件とし、平成30年 4 月 1 日付けで行うこととする。

- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

14 入札の執行

この入札に係る平成30年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1 から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

16 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Supply of electric power to use at Kizu River Upstream Regional Sewerage System
- (2) Time limit for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except from noon to 1:00 p.m.) from Friday 9 February, 2018 to Wednesday 14 February, 2018 (except Sunday, Saturday, holiday)
- (3) The date time and the place for a tender:
- a. The date time
1:30 p.m. Thursday 1 March, 2018
- b. The place for a tender
Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-city, Kyoto 617-0836, Japan
- (4) Contact point for the notice:
Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-city, Kyoto 617-0836, Japan
TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

平成30年 2 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
京都府アセットマネジメント SaaS サービス提供業務
- (2) 業務場所
京都府建設交通部道路建設課が指定する場所
- (3) 業務概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 委託期間
契約日から平成35年 6 月30日まで
- (5) この入札は、業務上の技術提案を受け付け、価格以外の要素及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札である。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部道路計画課（京都府庁第 2 号館 5 階）
電話番号 (075) 414-5246
ファクシミリ番号 (075) 432-2074

(2) 入札説明書の配布等

- ア 配布期間
平成30年 2 月 2 日（金）から平成30年 3 月 5 日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府建設交通部道路計画課のホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（1社のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあっては(1)の要件を、共同企業体にあっては(2)から(4)までの要件を満たさなければならない。

(1) 単体業者の要件

ア 審査基準日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の初日が属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有すること。

イ 個人情報の取扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO27001）及びプライバシーマーク制度認証（JISQ15001）の認定を受けている者であること。

ウ 国又は都道府県が発注する業務で、アセットマネジメントシステムの開発を平成24年4月1日以降に完了した実績を有すること。

エ 国又は都道府県が発注する業務で、クラウドサービスの提供を行った実績を有すること。

オ 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者については、それらの措置要件に該当する事実がない、又は事実発生後それぞれの期間を経過していること。

カ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団又は(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体

又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(2) 共同企業体の要件

ア 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者又は3者により自主的に結成されたものであること。

イ 代表者及びその他の構成員の出資比率は、それぞれ1を代表者及びその他の構成員の数で除した割合の60パーセント以上であること。

ウ 代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のイからエまでの要件を満たす者であること。

(3) 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件

ア (1)のイ及びオからクまでの要件を満たすこと。

イ この入札に参加する単体業者又は他の共同企業体の代表者若しくはその他の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の代表者に必要な要件

出資比率が(2)のイのその他の構成員の出資比率を下回らないこと。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成30年2月5日（月）から平成30年3月5日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、単体業者にあつては、サ及びシの提出は、不要である。なお、共同企業体にあつては、代表者が申請手続を行うこと。また、様式等の詳細は、入札説明書による。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類

エ 営業経歴書

<p>オ 技術者経歴書 カ 営業実績調書 キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書 ク 印鑑証明書 ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状 コ 4の(1)のウからオまで、キ及びクの要件を満たすことを証する書類 サ 共同企業体協定書の写し シ 共同企業体委任状 (3) その他 ア 確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。 イ 申請者に対し、資格確認の公正を図るため、資格確認資料の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。</p> <p>6 参加資格を有する者の名簿への登載 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府アセットマネジメント SaaS サービス提供業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。</p> <p>7 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、確認申請書を提出した者に文書で通知する。</p> <p>8 参加資格の有効期間 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。</p> <p>9 申請書記載事項の変更 確認申請書を提出した者（共同企業体にあつては、その構成員。6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。 (1) 氏名、商号又は名称 (2) 住所又は所在地 (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名</p> <p>10 参加資格の取消し 入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が、確認申請書及び資格確認資料の提出日から落札者の決定までの間に4の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。</p> <p>11 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を平成30年3月14日</p>	<p>(水)の午後4時までに2の(1)の場所に持参した場合に限り、説明を求められることができる。 なお、説明を求められた場合は、平成30年3月20日(火)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。</p> <p>12 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答 (1) 質問については、入札説明書に示す様式に記載し、入札参加資格に関する質問にあつては平成30年2月19日(月)午後4時までに、設計図書に関する質問にあつては平成30年3月14日(水)午後4時までに、ファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送、電子メール又は持参による提出は、受け付けない。） なお、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。</p> <p>(2) 回答については、入札参加資格に関する質問にあつては平成30年2月27日(火)までに、設計図書に関する質問にあつては平成30年3月20日(火)までにホームページに掲載する。</p> <p>13 技術提案書 入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す技術提案書を次のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出場所 2の(1)に同じ。 (2) 提出期間 5の(1)のアに同じ。 (3) 提出方法 5の(1)のウに同じ。</p> <p>14 入札手続等 (1) 入札及び開札の日時、場所等 ア 日時 平成30年3月23日(金)午前10時30分 イ 場所 京都府総務部入札課入札室（京都府庁第2号館1階） ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等 ア 受領期間 平成30年3月22日(木)午後5時 イ 提出先 2の(1)に同じ。 ウ その他 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。</p> <p>(2) 入札の方法 持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。</p> <p>(3) 開札に立ち会う者 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、16の(1)のイに定める評価値が</p>
--	--

最も高い者が2者以上あるときは、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額については、5年間の長期継続契約とするため、60月分を記載すること。

なお、業務契約は月額契約のため、月額の契約希望金額の108分の100に相当する額を60倍した金額を記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書、資格確認資料又は技術提案書を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書、資格確認資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者及び対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ケ 入札書の受領期限までに到着しない入札

コ 委任状を持参しない代理人が行った入札

サ 記名押印を欠く入札

シ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

16 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術提案書に記載された評価項目について、入札説明書に定める評価基準及び配点により得点（以下「評価点」という。）を決定する。ただし、技術提案書の枚数制限を超えるもの、技術提案書に重要な内容の誤脱があるもの及び技術提案書の内容が不誠実なものは失格とする。

イ 総合評価は、入札説明書に定める方法により評価点及び入札金額をもって算定した評価値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

(2) その他

総合評価競争入札に係る評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、入札説明書による。

17 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

18 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

19 その他

(1) 1から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 平成30年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

20 Summary

(1) Content of service:

Duties that provides a service of asset management in Kyoto prefecture by SaaS (Software as a Service)

(2) Period for submission (in person) of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. on Monday, February 5, 2018 to 4:00 p.m. on Monday, March 5, 2018

(3) Date, time and place for submission of tenders and the opening of tenders:

Date; Friday, March 23, 2018

Time; 10:30 a.m.

Place; Tender Room, Tender Division, Department of

General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto
602-8570, Japan

- (4) For further information contact:
Road Planning Division, Department of Construction

and Transportation, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-5246
FAX: (075) 432-2074

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月 2日

京都府公安委員会
委員長 石 川 良 一

京都府公安委員会規則第 1 号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の3の見出し中「委嘱」を「委嘱等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 公安委員会は、前項に規定する医師に必要な適格性を欠く場合その他特別の理由がある場合には、別記様式第17号の9の解嘱通知書を交付して、当該医師を解嘱することができる。
- 別記様式第17号の8の次に次の1様式を加える。

様式第17号の9（第21条の3関係）

解 嘱 通 知 書

勤務先 (科)

住 所

様

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）第21条の
3第1項の規定による委嘱について、同条第2項の規定により 年
月 日をもって解嘱します。

年 月 日

京都府公安委員会 印

附 則

この規則は、平成30年2月2日から施行する。